徳島大学びざん会会則

(設置)

第1条 徳島大学(以下「本学」という。)に,徳島大学びざん会(以下「びざん会」という。) を置く。

(目的)

第2条 びざん会は、本学の各学部等の同窓会(「渭水会、青藍会、栄友会、睦眉会、蔵歯会、薬友会、工業会」をいう。)の交流及び連携を図り、本学の教育研究活動等を支援するとともに、本学卒業生及び修了生との絆を一層深めて、各同窓会及び本学の発展に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 びざん会は、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 各同窓会の交流及び連携に関すること。
 - (2) 本学卒業生・修了生の情報発信に関すること。
 - (3) 交流会の開催に関すること。
 - (4) 本学への募金に関すること。
 - (5) その他びざん会の目的に沿った事項に関すること。

(組織)

- 第4条 びざん会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 徳島大学長
 - (2) 各同窓会会長又は理事長
 - (3) 副学長
 - (4) 学部長及び教育部長
 - (5) その他徳島大学長が必要と認める者
- 2 びざん会の会長は、徳島大学長とする。
- 3 びざん会に会長を補佐する副会長を置くことができる。
- 4 副会長は、第1項第2号から第5号の委員のうちから会長が指名する。

(会議)

- 第5条 びざん会は、第3条に定める事項について協議するため、必要に応じて開催する。
- 2 びざん会は、徳島大学長が主宰する。
- 3 前条第2号及び第4号の委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 びざん会の庶務は、総務部未来創造課において処理する。

(雑則)

第7条 この会則に定めるもののほか,びざん会について必要な事項は,びざん会が別に定める。

附則

この会則は、平成18年1月26日から施行する。

附則

この会則は、平成18年6月13日から施行する。

附則

- この会則は、平成23年3月2日から施行する。 附 則
- この会則は、平成25年3月7日から施行する。 附 則
- この会則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この会則は、令和2年1月21日から施行する。 附 則
- この会則は、令和4年4月1日から施行する。